

おくやみ ハンドブック

武蔵村山市

ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

このハンドブックでは、今後必要となる市役所での手続と、

市役所以外での一般的な手続についてご案内します。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てれば幸いです。

死亡届を提出された方へ

亡くなられた方につきまして、市役所内で各種手続が必要となります。

市では、身近な方が亡くなられた後の市役所における手続の総合窓口として、おくやみコーナーを設置しています。ぜひご利用ください。

※おくやみコーナーの利用は、原則予約制です。詳細は2ページをご確認ください。

※おくやみコーナーを利用することなく、直接、各担当窓口で手続をしていただくことも可能です。この場合、複数の課での手続となりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

各種手続に必要な主な持ち物

ご遺族が亡くなられた後の手続に必要な主な持ち物をご紹介します。

詳細な持ち物については、7ページ以降をご確認ください。

ご遺族のもの

- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート又は身体障害者手帳など）
 - ・写真付きのものがない場合（健康保険資格確認書、介護保険被保険者証又は年金手帳などから2点）
 - ☐ 預貯金通帳（相続人代表者・喪主 ※どちらも同一の方であれば、1冊で結構です。）
 - ・喪主については、亡くなられた方が国民健康保険、後期高齢者医療加入者の場合のみ必要です。
 - ☐ 税金の引落とし等の口座を変更する場合は、新たに引落としする口座の預貯金通帳、届出印及びキャッシュカード
 - ☐ 葬儀費用の領収書 又は 会葬礼状
 - ・亡くなられた方が国民健康保険、後期高齢者医療加入者の場合のみ必要です。
 - ☐ 相続人の方全員の氏名及び住所を記載したメモ
 - ・亡くなられた方が市税（市都民税、固定資産税など）を納めていた場合のみ必要です。
- ※ 手続する方が相続人でない場合、手続によっては委任状が必要です（委任状の参考例は4ページに掲載しています。）。

亡くなられた方のもの

- ☐ 印鑑登録証（カード）
 - ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、各種認定証（いずれも交付されている方のみ）
 - ☐ 介護保険被保険者証、各種認定証（各種認定証は交付されている方のみ）
 - ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、自立支援医療受給者証（いずれも交付されている方のみ）
 - ☐ 年金手帳、基礎年金番号通知書又は年金証書
 - ・厚生年金（共済年金）を受給されていた方は、お近くの年金事務所（加入されていた共済組合）での手続となります。
 - ☐ その他、武蔵村山市から交付された証書類
- ※ 上記のものが揃えられない場合であっても、お手続は可能です。後日見付けられた場合は、適切に処分していただくか、おくやみコーナー又は担当窓口へ返還してください。

おくやみコーナーのご案内 原則予約制

身近な方が亡くなられた後の市役所における手続きの総合窓口として、必要な手続きのご案内から、申請書の作成サポート・書類の受付までをワンストップで行います。

利用対象者 死亡時に武蔵村山市に住民登録されていた方のご遺族

予約期間 死亡届の届出から3日（武蔵村山市以外へ届け出た場合は2週間）経過後から来庁する3日前（土・日・祝日・年末年始を除く）まで

予約方法 ① **パソコン・スマートフォン** 24時間受付
スマート申請システム（下記二次元コード）の「申請できる手続き一覧」で「個人向け手続き」カテゴリ「おくやみ」を選択し「おくやみコーナー窓口予約」から予約

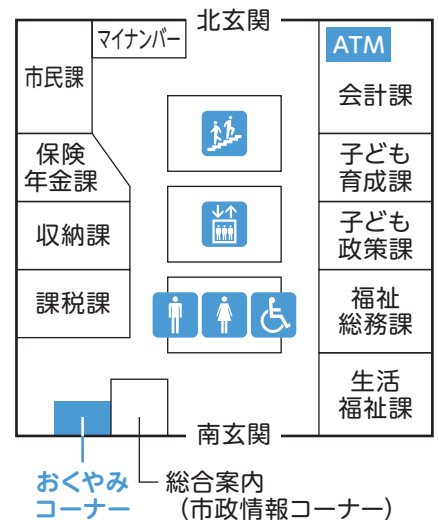
② **電話** **042-565-1111（内線107）**
8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

予約可能枠 *各回1組（土・日・祝日・年末年始を除く）

- ① 9:30～11:00
- ② 13:00～14:30
- ③ 15:00～16:30

持ち物 このおくやみハンドブックの1ページ「各種手続きに必要なとなる主な持ち物」及び7ページ以降をご確認ください。

場所 市役所1階南側 総合案内横（市政情報コーナー内）



スマート申請システムをご利用ください

ご利用にあたっては、利用者の登録 新規登録 が必要です（手続判定ナビを除く）。

「おくやみコーナー窓口予約」

おくやみコーナーの予約ができます。

「おくやみ事前申請」

手続に必要な情報（亡くなられた方の氏名など）を来庁前に申請（入力）いただくことにより、おくやみコーナーでの手続がよりスムーズに行えます。

「手続判定ナビ」

簡単な質問に答えるだけで必要な手続と持ち物が確認できます。



武蔵村山市スマート申請システム

検索

- おくやみコーナーで受付できない手続については、各担当窓口をご案内します。
- おくやみコーナーの利用状況によっては、お待ちいただく場合があります。
- おくやみコーナーを利用することなく、直接、各担当窓口で手続をしていただくことも可能です。
この場合、複数の課での手続になりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

身近な方が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ(目安)

	届出・手続	税金
3 か月 以内	○死亡届等 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続 (27ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	19 ペ ー ジ 参 照
4 か月 以内		○所得税の準確定申告 (19ページ参照)
10 か月 以内	○遺産分割協議 (19ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等 (27ページ参照)	○相続税の申告・納付 (19 ページ参照)
1 年 以内	○遺留分侵害額請求	

武蔵村山市で必要な手続については7ページから窓口・問合せ先・必要なものを掲載していますので、そちらもご確認ください。

来庁者が相続人の代理人の場合

年金手続や戸籍・住民票に関する証明書の請求などを相続人の代理人が行うときは、委任状が必要です。

※手続に必要な持ち物

- ・委任者が、亡くなられた方の相続人であることを証明する書類(戸籍謄本など)
- ・戸籍・住民票の証明書が必要であることを証明する書類(提出先からの依頼文や手続に必要な書類の一覧表など)
- ・窓口に来る方(代理人)の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

※委任状は、下記をコピーしてお使いください。

委 任 状

(宛先)武蔵村山市長

代理人(窓口に来る人)

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大・昭・平・西暦 年 月 日
電 話 番 号	()

私は、上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

記

委任事項

_____の死亡に伴う

(右記の該当する□にレ点をしてください) ☐ 戸籍、住民票の交付申請

☐ おくやみコーナーでの各種手続

☐ その他() 事項に関する権限を委任します。

委任者(代理人に手続をお願いする人)

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大・昭・平・西暦 年 月 日
電 話 番 号	()

印

死亡に伴う各種手続チェックリスト

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	世帯主が亡くなり、残る世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる	7
	☐	印鑑登録をしていた	7
	☐	マイナンバーカードを持っていた	7
	☐	在留カード・特別永住者証明書を持っていた	7
国民健康保険	☐	国民健康保険に加入していた	8
	☐	保険に伴う各種認定証を持っていた	8
	☐	高額な医療費の支払をしていた	8
	☐	葬儀を行った	8
	☐	亡くなられた方の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する	8
	☐	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる	8
後期高齢者医療	☐	・ (75 歳以上) 後期高齢者医療保険に加入していた ・ (65 歳以上) 早目に後期高齢者医療制度に加入していた	9
	☐	高額な医療費の支払をしていた	9
	☐	葬儀を行った	9
	☐	保険に伴う各種認定証を持っていた	9
年金	☐	年金受給前の方	10
	☐	年金を受給していた方 ☐ 国民年金のみを受給	10
	☐	☐ 厚生年金を受給	10
	☐	☐ 共済年金を受給	10
	☐	亡くなられた方の健康保険の扶養から外れて、国民年金に加入する	10
	☐	受けられる年金給付の確認と相談	10
高齢福祉	☐	65 歳以上の方	11
	☐	高額介護サービス費等の支給がある	11
	☐	高齢者サービス（配食、ごみ出し支援、おむつ給付、救急通報システム、福祉電話等）を利用していた	11
	☐	保険料の「還付手続」が発生する	11

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障害福祉	☐	障害者手帳を所持していた	11
	☐	障害に関する手当等を受けていた	11
	☐	心身障害者の医療費受給資格を持っていた	11
子ども	☐	・子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成を受けている ・児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている	12
	☐	同居の親族が保育園等に通っている	12
税金	☐	市内に土地・家屋などの固定資産を所有していた	13
	☐	固定資産税を共有していて、代表者が亡くなった	13
	☐	市・都民税、森林環境税が課税されている	13
	☐	原付バイク（125cc以下）、小型特殊を所有していた	13
	☐	軽自動車を所有していた	13
	☐	普通車、オートバイ（125cc超）を所有していた	13
	☐	税金、保険料などを口座振替で市に納めていた	13
	☐	税金、保険料などに「還付手続」が発生する	13
	☐	市に納める税金、保険料などに未納がある	13
	☐	財産や負債を放棄する	13
水道	☐	水道の使用をやめる	14
	☐	水道使用者の名義を変更する	14
その他	☐	・市営住宅を借りていた ・市営住宅に同居していた	14
	☐	生産緑地の主たる従事者だった	14
	☐	農地を所有していた	14
	☐	犬を飼っていた	14
	☐	乗合タクシー「むらタク」の利用登録をしていた	14
	☐	遺品整理をしたい	14
	☐	空き家を相続した	15
	☐	亡くなられた方が会社員だった	16
	☐	亡くなられた方が個人事業主だった	17

1 住民登録に関する手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 世帯主が亡くなり、残る世帯に15歳以上の方が二人以上いる場合	世帯主変更届出		市民課 (市役所1階、内線149) 又は緑が丘出張所 (☎042-564-1234)
☐ 印鑑登録をしていた方	印鑑登録証(カード)の返納 (自動的に廃止されます。)	印鑑登録証(カード)	
☐ マイナンバーカードを持っていた方	亡くなられた方のマイナンバーカードは、死亡届が提出され住民票が消除されると自動的に廃止となり、使用できなくなりますので、手続は不要です。 また、死亡保険金や遺族年金の受取などの手続の際に亡くなられた方の個人番号が必要になる場合がありますので、マイナンバーカードはしばらくの間お持ちいただきますようお願いします。		市民課 (市役所1階、内線148) 又は緑が丘出張所 (☎042-564-1234)
☐ 在留カード・特別永住者証明書を持っていた方	在留カード・特別永住者証明書の返納	・在留カード ・特別永住者証明書	東京出入国在留管理局 立川出張所 ☎042-528-7179

MEMO

2 国民健康保険に関する手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 国民健康保険に加入していた方	資格確認書等の返却	・国民健康保険資格確認書等 ・世帯主が亡くなられたときは、世帯全員の資格確認書等	保険年金課 (市役所1階、内線132) 緑が丘出張所 (☎042-564-1234)
☐ 保険に伴う各種認定証を持っていた方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	
☐ 高額な医療費の支払をしていた場合	高額療養費などの支給申請	・相続人代表者の口座がわかるもの	
☐ 葬儀を行った場合	葬儀費用の支給申請 (葬儀を行った方)	<葬祭費支給申請> ・葬儀を行った方の口座がわかるもの ・会葬御礼のはがき又は葬儀にかかった費用の領収書(喪主が確認できるもの)	

ご遺族が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 亡くなられた方の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方(資格喪失日から14日以内)	国民健康保険の加入(74歳まで)	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」 ＊発行は勤務先等にお問合せください。	保険年金課 (市役所1階、国民健康保険係：内線132)
☐ 国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい資格確認書等の交付(後日郵送)	変更前の資格確認書等(世帯全員分)	市民課 (市役所1階、内線149)又は緑が丘出張所 (☎042-564-1234)

3 後期高齢者医療に関する手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 後期高齢者医療制度加入の75歳以上、又は65歳以上で早めの後期高齢者医療制度加入の方	資格確認書等の返却	・後期高齢者医療資格確認書等	保険年金課 (市役所1階、内線135)
☐ 高額な医療費の支払をしていた場合	高額療養費などの支給申請	・相続人代表者の口座がわかるもの	
☐ 葬儀を行った場合	葬儀費用の支給申請 (葬儀を行った方)	<葬祭費支給申請> ・葬儀を行った方の口座がわかるもの ・会葬御礼のはがき又は葬儀にかかった費用の領収書 (喪主が確認できるもの)	
☐ 保険に伴う各種認定証を持っていた方	各種認定証の返却	・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受療証など	

MEMO

4 年金に関する手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合		手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 年金受給前の方		死亡一時金の請求	・基礎年金番号のわかるもの ・通帳など	保険年金課 (市役所1階、内線136)
年金を受給していた方	☐ 国民年金のみを受給	未支給年金の請求又は死亡の届出	・年金証書 ・通帳など	
	☐ 厚生年金を受給	*年金事務所で手続が必要です。 問合せ先：立川年金事務所 ☎042-523-0352		
	☐ 共済年金を受給	*加入していた共済組合で手続が必要です。		

ご遺族が下記に当てはまる場合		手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 亡くなられた方の健康保険の扶養から外れて、国民年金に加入する方 (資格喪失日から14日以内)		国民年金の加入 (20～59歳までの配偶者)		保険年金課 (市役所1階、内線136)
☐ 受けられる年金給付の確認とご相談		例) ・遺族基礎年金 (子のある妻、又は子) ・国民年金寡婦年金 (60～64歳の妻) ・国民年金死亡一時金	*詳細は窓口でご相談ください。	

MEMO

5 高齢福祉に関する手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 65歳以上の方	介護保険被保険者証等の返却	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証（交付されている方） ・介護保険負担限度額認定証（交付されている方）	高齢福祉課 （市民総合センター1階、 ☎042-590-1233） 介護保険被保険者証等の返却のみ緑が丘出張所でも可
☐ 高額介護サービス費等の支給がある場合	相続人代表者の届出 ※決まっていない場合は、決まった段階で届出	・相続人代表者（三親等以内の親族）の口座番号がわかるもの ・世帯が別の場合、続柄のわかる戸籍謄本など	
☐ 高齢者福祉サービス（配食、ごみ出し支援、おむつ給付、救急通報システム及び福祉電話等）を利用していた場合	各種サービスの廃止届		
☐ 保険料の「還付手続」が発生する場合	※還付依頼書及び返信用封筒を別途発送しますので、手続は後日となります。		

5 障害福祉に関する手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 障害者手帳を所持していた方	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳 ・療育手帳（愛の手帳） ・精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課 （市民総合センター1階、 ☎042-590-1185）
☐ 障害に関する手当等を受けていた方	障害に関する各種サービスや手当等終了の相談	* 窓口でご相談ください。	
☐ 心身障害者の医療費受給資格を持っていた方	医療費等の精算後に心身障害者医療費受給者証の返還	・心身障害者医療費受給者証	

7 子どもに関する手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 右記の各種助成、手当等を受けている方	・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成	＊ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、窓口でご相談ください。	子ども育成課 (市役所1階、内線185～187)
☐ 同居の親族が保育園等に通っている方	・児童手当 ・児童育成手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当		

MEMO

This image shows a full page of white paper with ten horizontal blue dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and extend across the entire width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

8 税金に関する手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 市内に土地・家屋などの固定資産を所有していた方	*法務局での相続登記の申請が必要です。 *相続人代表者の届出（法務局の登記変更までの期間相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方の届出） *未登記家屋については、課税課に家屋名義人変更の申請が必要です。	*窓口でご相談ください。 *市外に固定資産がある場合は、所在する市町村への届出が必要です。	課税課 (市役所1階、 土地係:内線128、 家屋係:内線126)
☐ 固定資産を共有していて、代表者が亡くなられた場合	共有代表者の変更届	*窓口でご相談ください。	
☐ 市・都民税・森林環境税が課税されている方	相続人代表者の届出（相続人の代表者として市・都民税・森林環境税の納税通知の受領、納税をする方の届出）	*窓口でご相談ください。	課税課 (市役所1階、内線124)
☐ 原付バイク（125cc以下）、小型特殊を所有していた方	軽自動車税の申告	*窓口でご相談ください。	課税課 (市役所1階、内線121)
☐ 軽自動車を所有していた方	*軽自動車検査協会でご相談ください。 ☎050-3816-3104		
☐ 普通車、オートバイ（125cc超）を所有していた方	*多摩自動車検査登録事務所でご相談ください。 ☎050-5540-2033		
☐ 税金・保険料などを口座振替で市に納めていた方	口座振替の廃止・変更	・預金通帳 ・通帳の届出印 ・キャッシュカード	収納課 (市役所1階、内線192)
☐ 税金・保険料などに「還付手続」が発生する場合	還付通知書を別途発送しますので、手続は後日となります。	・相続人代表者の印鑑 ・相続人代表者の口座番号がわかるもの	収納課 (市役所1階、内線192)
☐ 市に納める税金、保険料などに未納がある場合	納付方法の確認（相続放棄含む） ※滞納の有無がわからない場合窓口へ	*窓口でご相談ください。	収納課 (市役所1階、 内線194～196)
☐ 財産や負債を放棄する場合	*家庭裁判所でご相談ください（相続開始から3か月以内に手続してください。）。 - お問合先：東京家庭裁判所立川支部 ☎042-845-0365		

9 水道に関する手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 水道の使用をやめる場合	使用中止届	*水道局（多摩お客さまセンター）でご相談ください。 固定電話からは ☎0570-091-100 携帯電話からは ☎042-548-5110	
☐ 水道使用者の名義を変更する場合	使用名義変更		

10 その他の手続

亡くなられた方が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 市営住宅を借りていた方	明渡し又は入居承継の手続	*窓口でご相談ください。	都市計画課 (市役所2階、内線278)
☐ 市営住宅に同居していた方	異動届（世帯員変更届）	死亡を証する書面	
☐ 生産緑地の主たる従事者だった方	地位の承継又は買取り申出の手続	*窓口でご相談ください。	都市計画課 (市役所2階、内線274)
☐ 農地を所有していた方	相続等により新たに農地権利者となった方の届出	・農地法第3条の3第1項の規定による届出書 *権利を取得した日から10か月以内に届出が必要です。	農業委員会 (市役所2階、内線226)
☐ 犬を飼っていた方	所有者の変更	・鑑札 ・注射済症 *紛失されている場合はご相談ください。	環境課 (市役所2階、内線296)
☐ 乗合タクシー「むらタク」の利用登録をしている方	利用者登録証の返却	利用者登録証	交通企画課 (市役所2階、内線273)

ご遺族が下記に当てはまる場合	手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
☐ 遺品整理に関する相談	*詳細は電話又は窓口でご相談ください。 個々の状況に応じてご案内いたします。		ごみ対策課 (市役所2階、 内線292～294)

空き家を相続した場合

空き家を適切に管理していないと、外壁や屋根の一部が飛散したり、草木が繁茂することにより、周辺環境に影響を及ぼす恐れがありますので、適切な管理をお願いします。

主に確認いただきたいこと

草木の繁茂	繁茂した草木が道路や隣地に越境していないか。
外壁等の損傷	外壁や屋根の剥離がないか。扉が外れていないか。
害獣、害虫	ハクビシン、アライグマ、ハチ等がすみついていないか。
ごみ	不法投棄がされていないか。

○空き家の発生を抑制するための特例措置

被相続人の住居の用に供していた家屋を相続した相続人が、耐震リフォームをした空き家又は取り壊し後の土地を譲渡した場合には、その譲渡所得から 3,000 万円を控除する特例措置があります。

○相続窓口の開設

NPO 法人空家・空地管理センターと協定を結び相談窓口を開設しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

お問合先 ☎ 0120-336-366

都市計画課
(市役所2階、内線278)



空家・空地管理センター

検索

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続があります。一般的な手続について記載しますが、詳細は勤務先へお問合せください。

項目	時期	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	勤務先に提出する必要があります。
社員証など（身分証明書）の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

MEMO

その他の手続

亡くなられた方が個人事業主だった場合

廃業する場合の一般的な手続について記載します。金融機関から融資を受けている場合は、金融機関にご相談ください。なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	時期	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1か月以内	※詳細は、税務署へお問合せください。 立川税務署 ☎ 042-523-1181(代表) メッセージが流れますので、 「0」(ゼロ)を押してください。
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	
事業開始(廃止)等申告書	30日以内	都税事務所に提出します。 ※詳細は、都税事務所へお問合せください。 立川都税事務所 ☎ 042-523-3173 (個人事業税担当)
個人事業税の申告	4か月以内	

MEMO

市民相談のご案内

弁護士や税理士など専門家による相談の窓口を設けています。

予約が必要です。

相談はすべて無料で、秘密は守られます。

相談予定日は、市ホームページ又は毎月1日発行の「市報むさしむらやま」をご覧ください。



市ホームページ

法律相談（弁護士）

相談日時	毎月第1・3・4水曜日 13:30～16:30	定員	先着6名
申込方法	相談日の1週間前の8:30～当日15:00（受付開始日が祝日等の場合、その直前の開庁日）に電話で予約を受け付けます。		
相談内容	戸籍、相続、遺言その他法律全般について		

行政書士相談（行政書士）

相談日時	毎月第2水曜日 13:30～16:30	定員	先着6名
申込方法	前週の金曜日までに電話で予約を受け付けます。		
相談内容	法律書類（任意後見契約含む）の作成、相続手続など		

司法書士相談（司法書士）

相談日時	毎月第3水曜日 13:30～16:30	定員	先着6名
申込方法	前週の金曜日までに電話で予約を受け付けます。		
相談内容	遺産相続、土地・建物の売買、相続等の名義変更、法定相続情報証明制度など		

税務相談（税理士）

相談日時	毎月第3水曜日 13:30～16:30	定員	先着6名
申込方法	前週の金曜日までに電話で予約を受け付けます。		
相談内容	相続税、不動産に係る税金など		

電話予約・お問合せ先

武蔵村山市 協働推進課

☎042-565-1111（内線243、244）

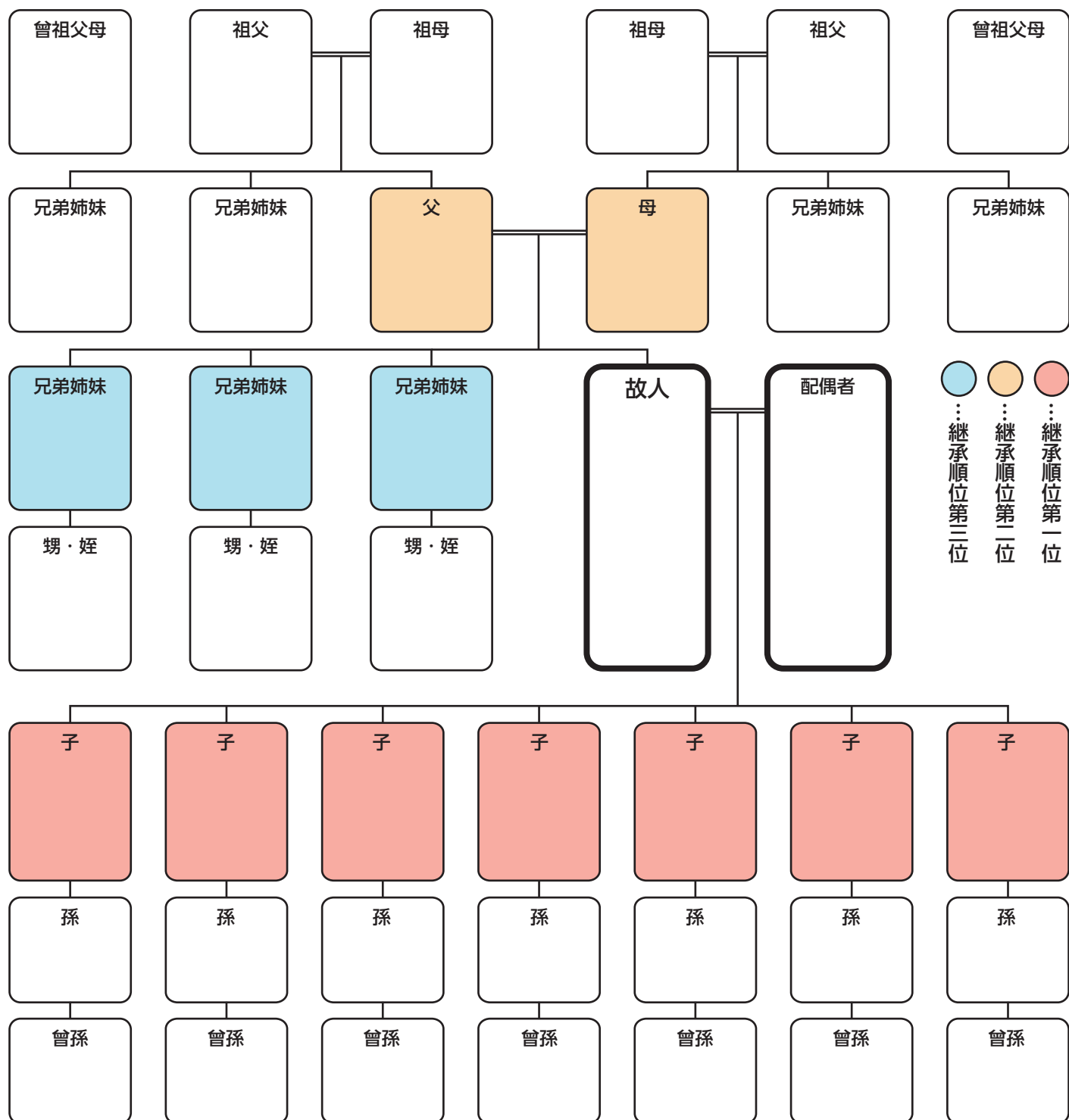
相続に関する手続チェックリスト

ご親族が亡くなられて間もなく進めなくてはならない手続に「相続」があります。締切期限の早い手続もありますので、こういった手続がいつまでに必要なか確認しておきましょう。

必要に応じて専門家に相談することもお勧めします。

項目	時期	備考
☒ 相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市（区）役所・町（村）役場の窓口で「相続に使用するため、出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申出ることによって取得できます。
☒ 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒ 遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☒ 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、不動産がある役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☒ 遺産分割協議（協議書の作成）		法定相続をしない場合、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☒ 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒ 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒ 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

家系図（3 親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます（24 ページをご覧ください。）。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
	金融機関名	支店名	金額	備考
預貯金				
	名称	内容	保管場所等	備考
その他の資産				
	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン				

亡くなられた方の財産について

	保険会社	種類・内容	受取人	備考
生命保険・損害保険				
	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金				
	名称	番号・記号等	受給金額	備考
個人年金・企業年金				

その他

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得**を知った日から**3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

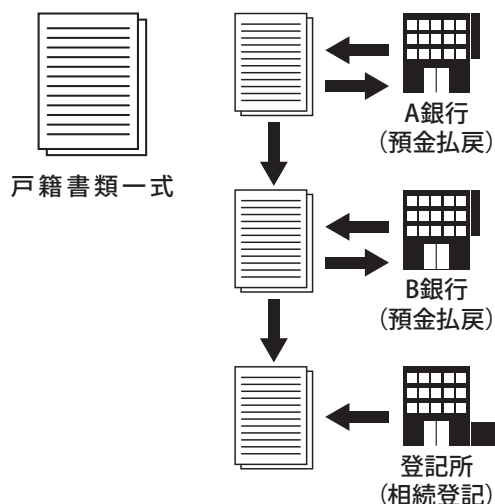
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

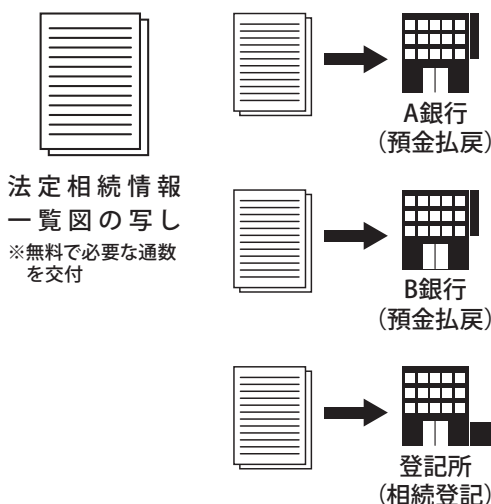
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合におすすめです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

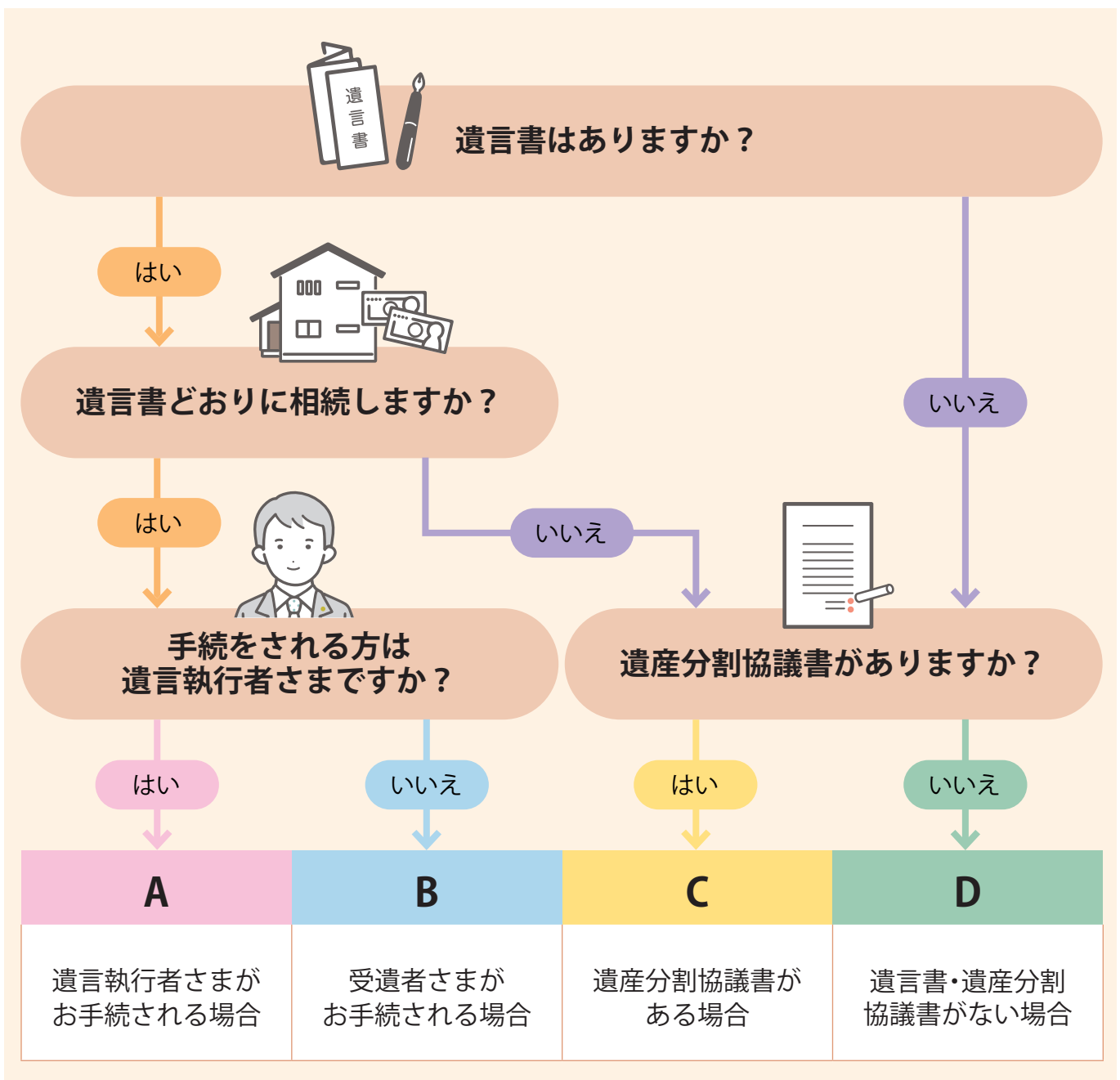
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関ごとに必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問合せください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書又は検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

項目	時期	手続き窓口	準備するもの・備考
☒ 運転免許証返納	すみやかに	警察署	運転免許証
☒ パスポート返納		パスポートセンター	・パスポート ・本人が死亡したことがわかる書類（戸籍謄本等、死亡診断書（死体検案書）の写し、埋火葬許可証の写しのうちいずれか） ・届出者の本人確認書類
☒ 電気料金の名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも手続可能
☒ ガス料金の名義変更・解約		各事業所	
☒ 水道料金の名義変更・解約		水道局	 0120-151515
☒ NHKの名義変更・解約		NHK	
☒ 携帯電話解約		各携帯電話会社	・各店頭での解約 ・死亡の事実が確認できる書類（戸籍謄本等、住民票除票、埋火葬許可証の写し、会葬礼状等） ・届出者の本人確認書類等
☒ その他利用サービスの名義変更・解約		各社	・新聞 ・定期購読物 ・オンラインサービスなど
☒ クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より必要書類を取寄せる
☒ 自動車、バイクなどの廃車・名義変更		陸運支局軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

MEMO

MEMO

MEMO

発 行 武蔵村山市役所
編 集／制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 令和8年7月作成

